

農業基盤の確立をめざして

農業専用地区設定事業の今後の在り方私案

中村博美

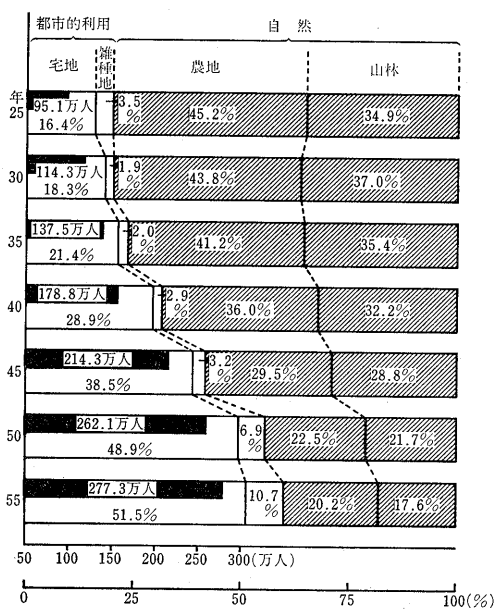
一 はじめに

広辞苑によると「都市」には、①みやこ、都会、都邑。②(市) 一定地域の政治、経済、文化の中心をなす人々の集中地域、という意味があり、反語として「村落、農村」が掲げられている。「村落」の意味は字の如く、むらさと、「農村」は、農業を伝統的生業とする地域、聚落となっている。横浜市における農村部の変化は、昭和三十年代前半までは比較的緩慢で、大きな摩擦が生じるようなことは少なかった(図一)。しかし、その後の高度経済成長時代の急激な都市

化は、無秩序かつ爆発的なもので、昭和三十五年から四十五年までの一〇年間に人口が七六・八万人増加し、農地や山林五三四ha(市域面積の約八分の一)が開発された。このような状態をそのまま放置しておけば、農村部はおろか横浜市全体をも崩壊させてしまうような大きなエネルギーを持っていた。

横浜市の人口は昭和四十三年四月遂に二〇〇万人を突破し、東京、大阪に次ぐ我が国第三位の都市にふくれあがった。急激な人口増加に基づく膨大な財政需要は、当時の地方行政財制度の中では自治体のみの責任と負担で対応することは極

図一 地目別土地利用状況及び人口推移



(固定資産税課税評価面積より作成)

- 一 はじめに
- 二 横浜市農業専用地区設定要綱
- 三 農業専用地区の指定状況と問題点
- 四 課題
- 五 打開方法
- 六 まとめ

めて困難であるとの考え方から、開発に伴う公共・公益施設整備に要する負担の一部を開発事業者が負担する「横浜市宅地開発要綱」が制定された。宅地開発要綱は、人口抑制のための開発規制と開発事業者負担の原則を条例によらず要綱という形で定めたもので、自治体としては自己防衛策として、高く評価されたことは周知のとおりである。また、昭和四十五年六月、新都市計画法により、計画的な都市づくりと乱開発を防止するため市街化区域、市街化調整区域の線引きが実施され、市域面積の約四分の一にあたる

一〇、六七三haが市街化調整区域に決定された。

一方、昭和四十三年四月、秩序ある計画的な街づくりと都市農業の確立をめざし「港北ニュータウン建設計画」がスタートした。港北ニュータウン建設計画については、ここで述べるまでもないが、農業の観点からみて特筆されることは、本来都市には馴染まない農業を計画の中に「農業専用地区」という形で位置づけ、共存共栄が出来るかという可能性を追求したことである。農業専用地区を設定することにより、都市の中に従来の施設緑地以上の広い空間（オープンスペース）が確保され、景観緑地、防災空間として位置づける。また、ニュータウン計画区域（二、五三〇ha）内地権者で、将

来も農業を続けていく希望を持っている人には、これを農業専用地区という形で行政側から応援し、都市と農村の対立を調和へ転化しようという今までにない新しい発想をした。このような考え方を具体化するため「港北ニュータウン地域内農業対策要綱」を制定し、昭和四十四年九月、港北ニュータウン地域内農業専用地区、六地区二三〇haを指定した。

二 横浜市農業専用地区設定要綱

港北ニュータウン建設計画の中で生れた農業専用地区設定の考え方は、農地のスプロール化や農村集落の将来に対して悩んでいた他の地域の農家に、農業者側からの逆線引き、農業が産業として成立していくための最良の方策として評価され、昭和四十六年十月、対象地域を市域全体とした「横浜市農業専用地区設定要綱」を制定し、昭和四十七年三月、神奈川川菅田羽沢、戸塚区東俣野の二地区を一般農業専用地区として指定した。

農業専用地区設定要綱に基づき実施される農業専用地区設定事業は、農業専用地区という形で永続的に農業を行っていく地域を指定し、計画的、総合的な整備を実施することにより、都市農業の確立と自然環境の保全をはかるものであ

る。農業専用地区指定の要件は、市街化調整区域に位置する面積二〇ha以上の地域で、農業振興地域（農振法）の指定を受けていること等となっている。市は、農業専用地区の指定後、関係農家、農業団体等の意向を尊重し、その地域の農業振興の方向、土地利用計画、生産基盤の整備計画等を盛りこんだ基本計画（マスタープラン）を作成する。農業専用地区

の事業は、農地の高度利用をはかるための基盤整備事業（補助率一〇〇％以内）、経営の安定をはかるための農業施設整備事業（同八〇％以内）、農業近代化のための技術導入及び共同施設整備事業（同八〇％以内）等で、それぞれ高率の助成を行っている。反面、農地の転用許可基準は厳しく農外利用はできなくなっている。

農業専用地区設定事業の意義は、単に農業振興対策だけであった農政の仕事が、市民の森設置事業、緑地保存地区指定事業等の緑化関係事業のスタートと相まって都市における自然環境保全のエネルギーとして位置づけられたことである。

都市化という時代の流れに呑みこまれ、やがては消滅してしまうのではないかと思われていた横浜の農業が、従来から持っていた農産物の供給という使命に加えて、都市の自然環境を保全する最良の管理人という貴重な使命があるということ

を見出し出したことである。将来に対して希望を持つことができなかった農家や関係者を発奮させるには十分なものであった。また農業振興に必要な指導及び補助は、農業専用地区を優先的に実施すると明記したことにより、横浜市の農業振興対策に基本的施策ができたこと等である。

三 農業専用地区の指定状況と問題点

① 指定状況

農業専用地区には、前述のとおり、港北ニュータウン地域内農業専用地区（ニュータウン地域内農業対策要綱により指定）と一般農業専用地区（農業専用地区設定要綱により指定）の二つのタイプがあり、その指定状況及び整備状況の概要は、表一のとおりである。

横浜市新五カ年目標77-81（昭和五十二年六月発行）による農業専用地区の指定目標は、一地区となっているが、昭和五十七年三月までの五年間の指定実績は五地区と伸び悩んでいる。指定伸び悩みの大きな原因は、農業を取りまく社会情勢があまりにも変化をしたことである。

誰もが予想をし得なかった地価の高騰は、農家の階層分化を顕著にするとともに事業成立の重要な鍵をにぎっていた交

表一 農業専用地区指定状況並びに整備状況一覽表

57. 3 現在

地区名	区分	指定年月日	関係農家戸数	田畑	地区面積		農地指定	主要事業実施状況 (実施中含む)		施設整備	その他の事業等		
					山林計	その他		土地改良	土地基盤整備			畑地かんがい	暖房温室
神奈川區宮田町沢		47.3.31	151戸 ¹⁾	0.9ha	43.8ha	21.3ha	66.0ha	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 62.5ha	20.4ha	ハウス 8棟 1,350㎡	トンネルチャーム 出荷用ベルトコンベヤー
戸塚區東伏野		47.3.31 (変更 48.11.2)	83	13.9	28.9	22.6	63.4	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 11.4ha	3地区 37.8ha	ハウス8棟 8,845㎡ 花き温室10棟 3,730㎡	2棟 1,587㎡ 堆肥センター、 トンネルチャーム
狹土ヶ谷區西谷		47.11.25 (変更 51.5.25)	15	0.0 (0.03)	12.1	13.1	25.2	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 4.5ha	4.5ha	3棟 990㎡	豊野日本産産防止 システムプラント
磯子區永坂沢		48.3.22	24	0.4	5.5	15.0	20.9	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 4.5ha	4.5ha	3棟 990㎡	豊野日本産産防止 システムプラント
戸塚區田谷長尾台		48.10.30	75	13.5	11.8	9.8	35.1	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 6.4ha 附き上 9.3ha	6棟 2,500㎡	6棟 3,000㎡	農業センター 集落センター
港南区野庭		50.12.27	42	5.7	11.2	26.5	43.4	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 9.3ha	3井戸 9分所	6棟 3,000㎡	苗木増殖事業
戸塚區中田		51.5.13	88	3.1	27.8	9.1	40.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	一次種で水産漁 農道舗装他	25ha	堆肥センター	
戸塚區津木谷		51.5.13	61	—	25.7	9.3	35.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	一次種で水産漁 農道舗装他	25ha	堆肥センター	
地区川上井		52.7.7	59	0.1	29.2	6.0	35.3	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	農道整備 暗きと他		菅農集団活動促進事業	
瀬谷區上瀬谷		52.7.7	108	11.4	68.6	12.0	92.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	農道整備 暗きと他		パイプ敷設 大型トラクタ	
戸塚區菊岡		54.9.17	54	9.9	19.3	61.7	90.9	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	農道整備 農道整備他			
戸塚區小雀		55.4.25	39	2.7	9.6	13.4	25.7	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 3.5ha	10ha		
緑区鶴居東本郷		57.1.13	83	—	18.3	0.8	19.1	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿				
港 池辺		44.9.24	188	3.8	27.7	28.5	60.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 45ha	33ha	13棟 6,221㎡	トンネルチャーム 苗木増殖事業
北 二 東方		44.9.24	196	2.9	32.0	25.1	60.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿				
上 折本		44.9.24	120	3.4	24.1	15.5	43.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 16ha	16ha		
下 大熊		44.9.24	65	0.9	12.8	6.3	20.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿				
地 新羽大熊		44.9.24	71	—	16.5	6.5	23.0	○	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	圃場整備 20.6ha	17ha	13棟 8,773㎡	管線埋設 トンネルチャーム
内 牛久保		44.9.24	21	—	4.9	19.1	24.0	—	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿				
計	19地区		1,543戸 ¹⁾ (72,683)	72.6ha ¹⁾ (429.8ha)	429.8ha ¹⁾ (321.6ha)	824ha ¹⁾							

換分合を事実上不可能にし、農地の資産的保有傾向を強めた。

また、この間の生産資材の値上りに比較して農産物価格は、依然、低迷しており、営農意欲を阻害していること等である。

しかしながら、農業専用地区の指定後、整備事業を実施した地域では、農業が産業として成立するための条件の主要な位置を占める生産基盤の確立がはかられ、生産性が飛躍的に向上し効率の良い農業が営まれ、都市の中でも農業が産業として成立することを証明し始めている。その一つの例として、昭和五十四年四月から昭和五十七年三月までの三年間、国の地区再編農業構造改善事業（新農業構造改善事業）を導入し、整備事業を実施した、港南区野庭農業専用地区の成果をあげてみたい。

野庭農業専用地区は、市営地下鉄上永谷駅から南へ約2km、周囲に野庭団地、京急港南台、野村港南台住宅等新興住宅街を控えた面積四三・四haの港南区唯一の農業地帯である（写真一）。地区再編農業構造改善事業に係る農家は二〇〇戸、主要生産物は、トマト、胡瓜、ナス等の夏果菜類で販売方法は引き売り等の直売により消費者と直結している。野庭地区における事業実施状況及び成果は、表一2のとおりである。この中での特徴

は、それぞれの事業が地区協議会活動により有機的連携がはかられたため、単独で実施するよりも効果的な事業実施ができたこと、また、生産基盤が確立されたことにより、農業後継者の確保（新卒二人、還流一人）がはかられたこと、直売所の設置により販売労力が軽減されたこと、ほとんど農業収入がなかった人（二兼農家）にも農業収入が確保できたこと、共同育苗温室の設置により共同作業が復活し、地域の新たな連帯感がつきり出されたこと等となっている。

なお、事業実施前と事業実施後の地域

の変化の様子は、写真一2、3のとおりである。

② 推進上の問題点

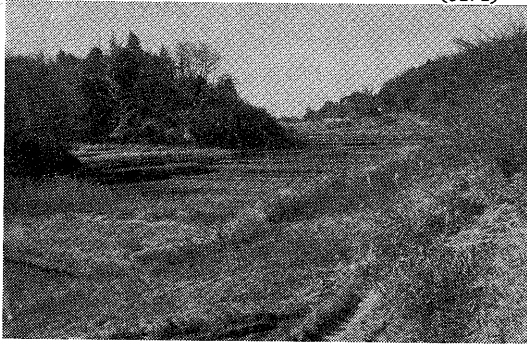
農業専用地区設定事業を推進して行く上で問題点は、地区指定に至るまでのもの、事業実施にかかるもの、その他全体にかかるものの三つに分かれる。

写真一 野庭農業専用地区及び周辺

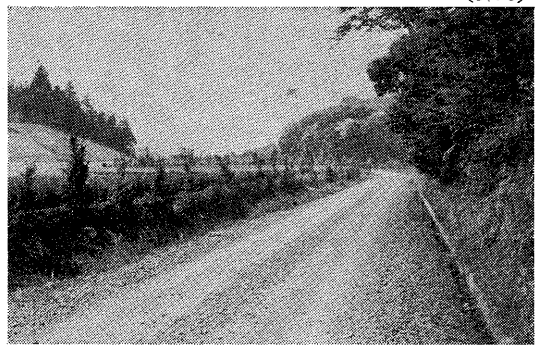


表一2 野庭地区における事業実施状況及び成果

事業種目	事業内容及び事業量	事業費	成果
地区協議会活動事業	地区協議会の開催等	千円	各事業種目毎の有機的連携円滑な事業推進
協定等農用地有効利用推進活動事業	作付栽培協定推進会議の開催、荒し作りの防止	4,500	農地の流動化担い手農家への集積5件0.9ha
集団農区総合整備事業	農用地造成9.3ha	123,000	農地の集団化、道路、水路網の整備 大型トラクター利用可能 従前筆数 180筆 現在筆数 40筆
生産環境施設整備事業	野菜共同育苗温室 6棟3,000㎡	64,000	ハウス用トマト、胡瓜 トンネル用トマト、胡瓜 ナス、カボチャ } 等の共同育苗 健苗により生産性向上
	かん水用施設 浅井戸9カ所	4,100	旱天時のかん水可能、計画的生産が出来る
集落環境施設整備事業	集落センター100㎡	10,900	栽培技術、生活改善研修会等の開催場所確保。かん水用ポンプ、トレンチャー等共同利用機械格納
特認事業 (直売所設置)	野菜等直売所60㎡	6,600	生鮮野菜等の野庭団地周辺住民への安定供給。引き売り依存から安定的販売方法確立
計		千円 213,100	



(51.1)



(57.3)

⑦ 地区指定に至るまでの問題点

農業専用地区の指定は、港北ニュータウン地域を除いては地元からの申請に基づいて行っている。指定は受け皿である集落全員の合意が必要であるが、急激な都市化に伴う農村の近代化は、従来むら・の持っていた土地利用調整機能や相互扶助機能を弱体化させ、全員の合意を得るには時間がかかりすぎるようになってきていることである。農業を将来とも続けたいこうと思っている農家にとっては、魅力ある農業専用地区設定事業も、農業以外のことを考えている人には、規制の網を強化させられるだけのものとしか考えられていない。また、指定により地域の受ける効果に差があることも一因になっている。古くから農業投資の行われた地域は、指定による効果が少ないため、農業専用地区にふさわしい条件を備えていながら申請は少なく、反対に農業投資の行われていなかった地域、取り残されていた地域からの申請が目立っている。このことは、農業専用地区設定事業が、基盤整備事業等ハード面を重視していることに起因しているといえよう。

⑧ 事業実施にかかる問題点

農業専用地区の指定後、その地域にふさわしい基本計画（マスタープラン）を作成し、基盤整備等の事業を実施することになるが、財源の一部を国、県の補助

事業に依存するため、導入する補助事業

の種類により、実施出来る事業種目が限定されたり、事業実施期間に制約を受けること等がある。また、要綱という比較的自由な形でスタートをした農業専用地区設定事業も、ひとたび基盤整備等の整備事業を実施する段階になると、難しい法律や国、県の補助事業の実施要綱に拘束されることになり、横浜市独自の制度だと思っていた農家には、何か割り切れない印象を与えることになってしまう。

国、県の補助事業で整備できなかった部分については、補完事業という形で実施することになるが、早い期間にすべての事業を終了して農業生産一本に取り組もうと願っている役員や地元農家には大きな負担となる場合がある。

⑨ その他の問題点

他の農業団体との関係がある。農業専用地区設定事業は、前述のとおり受け皿である農村集落の持つ微妙なバランスのうえに成立している事業である。このため、各農業団体に事業趣旨が十分理解され、有機的連携が良好に保たれていれば円滑な事業推進がはかれるが、反対の場合は、多大なエネルギーを要しても不調に終る場合が多い。

四 課題

緑豊かな自然環境の大切さについては、ここで述べるまでもないが、都市農業の確立と自然環境の保全を目標に制定された農業専用地区設定事業が、スタートしてから一〇余年の歳月が経過した現在、何らかの新たな対応策を求められている状況にある。ただ単に農業生産、農産物供給だけの役割であれば、他の農業地帯に替りを求めることも可能だろうし、再生産ができるものであれば、その時の事情、経済効率等で問題を処理することも止むを得ないだろう。

今後の対応策として形式的解決手法をとるならば、農業専用地区は要綱で指定をするものであり、法的拘束力は乏しいことから、農業振興地域、即、農業専用地区と読みかえることで済ましてしまうこともできる。しかし農業専用地区の指定は、これから永続的に農業を行っていくという集落全員の総意、連帯感が貴重であり、指定することに意義があるものではなく、将来に亘って農業を行っていくことを考えている意欲のある地域にふさわしい生産基盤の確立をはかるものである。その結果が、農家の経営安定や地域連帯につながり、最終的受益者である市民に新鮮食料品の供給と緑豊かな自然環境、心のふるさとという形で還元されるものである。

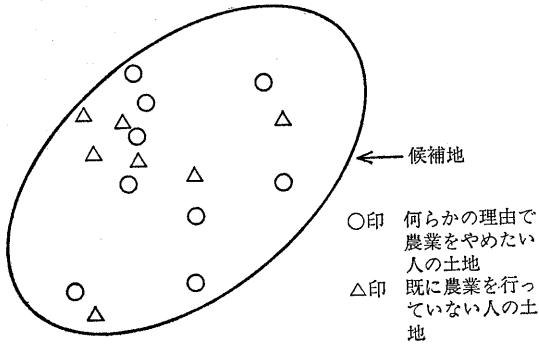
五 打開方法

① 階層分化への対応

農業専用地区の指定は、前述のとおり地域全体の同意が基本となるが、現在候補地にあげられている地域の一般的な土地所有状況は、図-2のように、規模が零細なため、あるいは、後継者がいない等何らかの事情で農業をやめたい人や、既に農業はやめて土地だけ所有している人等がいるものと思われる。

ここで問題になるのは、これらの人達への配慮である。公共目的のために個人の利益を制限することが止むを得ないケ

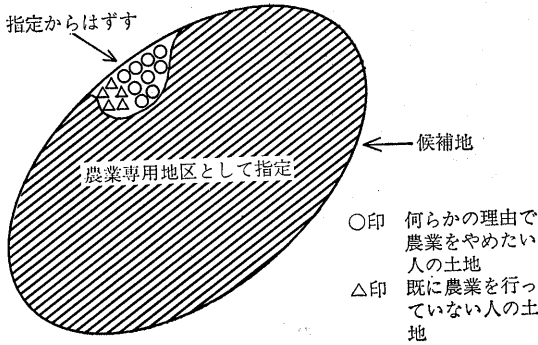
図-2 農業専用地区候補地の一般的土地所有状況



ースもあるが、これらの大多数の人が一日も早い調整区域からの除外を考えていると思うのが妥当であろう。従って、これからの事業推進は、この人達の協力如何にかかっており、このため、今後とるべき方策で実現の可能性がありそうなのをあげてみたい。

これまでの農業専用地区の指定は、通常、候補地全体を指定する形をとっていた。このため地域全体の中で、農業志向が高ければ指定につながり、反対の場合は、指定につながらないという当然の結果になっている。また、指定は出来ても両者間の微妙なバランスによってその後

図-3 今後の農業専用地区の指定



の事業推進が困難を極めることがあった。

今後の農業専用地区の指定は、一歩後退する印象を免れないが、地域の土地利用の意向を考慮し、図-3のように農業以外の土地利用を考えている人達の土地を交換分合で一カ所に集め、それ以外の所を指定する方法をとれば、事業推進上の問題は比較的少なくなると思われる。

当然、農業専用地区指定までの取組は、大変ほう大なものになると予想されるが、事業実施中の問題点が軽減されると考えれば明らかにプラスになるだろう。

農業以外のことを考えている人達の所有する土地の処分方法について、二、三の方法を考えてみたい。「よこはま21世紀プラン実施計画(81・85)」による、昭和六十年までの公園・緑地整備水準に必要な公園、緑地面積は、約二五〇haになっている。また、昭和六十年から七十五年までに必要な面積は、約二、一〇〇haになっている。それらの土地の取得には、さまざまな制約や条件が当然あると思うが、農業専用地区設定事業の協力者で条件にかなう所は、優先的に買取を行うこと等が可能であろう。あるいは、地域的に偏るおそれはあるが、学校用地としての先行取得も可能であろう。ちなみに、学校建設計画は、小・中学校合わせて、昭和六十年までに五八校、昭和

六十年から七十五年までに六七校となっている。また、実現には、さまざまな困難が予想されるが、来たるべき高齢化社会に備えて、生きがい農場等市街化(宅地化)につながらない利用方法が色々考えられる。これらの実現には、地域での土地利用計画(地区計画)の樹立、それを積み重ねた市域全体の土地利用計画の策定が望まれるが、このような中で、農業専用地区設定事業の果たす役割は、間接的であるがますます重要なものになって来るだろう。

② 農業専用地区を魅力あるものにするために

農業専用地区設定事業は、事業を開始してからまだ一〇年余を経過したに過ぎない。事業の流れは、指定の実態調査、意向調査等から地区指定、基本計画(マスタープラン)の作成、実施設計、事業実施と続くが、ワンサイクルが一〇年位かかる息の長い事業である。そのため、事業開始時点では問題にならなかったことや、この間の行政需要の多様化には、何らかの対応策が必要になってきている。いい変えれば、市民にも農家にも農業専用地区がわかりやすく本当に魅力のあるものにするための対応策である。まず、一般市民への対応であるが、農

業専用地区を身近なものに感じられるような工夫が大切である。前述のとおり、新設のものには、隣接地に運動公園等の市民利用施設の整備、既存の農業専用地区には、農業生産に支障をきたさない範囲への四季折々の草花や花木の植栽により、ある地区では杏の里、またある地区では梅の里等、都市にはなくなってしまう季節感を呼び戻す場としての整備が可能だろう。また、農家にとっては、将来の観光的農業への布石となる地域もあるだろう。その他、地域によっては、周辺の山林をミニ市民の森風に整備をしたり、アスレチック、自然歩道等都市部にはないものを設置すること等、何らかの工夫で、より身近なものにすることが可能であろう。

市民が農業専用地区へ来ることによって、空カンの投げすて、田や畑を荒される等農家にとっては、歓迎出来ない面もあることが、予想されるが、交流の場を求めてこそ、お互いの正しい理解が生まれ、地域連帯の輪を広げることが出来るものであろう。

次に農家への対応であるが、都市部に比較して、農村部の生活環境整備は明らかに立ち遅れている状況にある。都市部では問題にならないようなこと（例えば、学校、防犯灯、道路舗装、下水等）が問題になる場合が多い。農業専用地区

設定事業は、農業生産基盤の整備ばかりでなく、他部局との有機的連携により、地域にねざした本当の意味での村づくり、街づくりの力を入れるべきである。

また、既に基盤整備等を実施した地区の誘導策として、事業の中で、直接利益につながり経営安定のはかれるようなソフト面の事業の充実はもとより、地域に適した機械の導入等総合的な観点から、農業専用地区を都市農業にふさわしい魅力のあるものにしていかなくてはならない。

その他、事業種目毎に設置する組合（事業主体）の運営も、多い地域では五〜六組合になっており、事務量、財政面等で組合員、役員の大きな負担になっている場合もあるので、農専協議会等連合体組織の中に部会を設けることで事業が実施出来るような改革も必要である。

③ 財源確保への対応

事業実施には財源の確保が不可欠であるが、従来は、国費、県費に財源を依存するも積極的対応がなされていなかったように感じられる。また、事業の採択状況（補助金のつき方）により、事業実施期間がずれる等主体性に欠ける部分があったことも否めない事実である。これからは、財源担当を設置して、積極的な情報収集をはかるとともに、現在制度化さ

れていないものでも、国、県に働きかける等の主体的な取り組みが必要である。

しかしながら、農業専用地区設定事業は、横浜市独自の制度であり、国費、県費に依存出来ない部分は市単独事業でも実施するという姿勢が必要である。この場合、実施時機を逸することのないよう計画的な配慮がなされれば円滑な事業推進につながるであろう。

また、運動公園等公共的施設にかかる費用は、性質上起債による等幅広い対応が必要である。その他、自然環境の保全に要する社会的費用について、国、公、民の分担を明確化する等の措置が必要だろう。

六 まとめ

かつて経験をしたことがない急激な都市化により、横浜の農業は瀕死の状態にあった。そして、農業が都市と共存共栄が出来るかという可能性を追求するために試みた農業専用地区設定事業も、事業開始後十年余を経過した。その間、農振法の施行により、農地の都市的利用には法的規制がかかったが、農業専用地区に指定されていない一部の地域では、農地が残し捨て場、スクラップ置場等になっている。また、高地価を反映してか、市街化調整区域内の山林の有姿分譲等新た

なスプロールが始まっている。

一方、農業専用地区の指定後、整備事業を実施し、農業が産業として成立し得る条件の主要な位置を占める生産基盤の確立がはかられた地区では、効率的な農業が営まれ、農家は安心して農業生産に邁進し、昔のむらがり戻りつつある。農家が農業で生活を維持していくことが出来れば、農家の生活基盤である農地、山林は当然残っていくだろう。

現在、行政改革、日米貿易摩擦という難しい社会情勢の中で、食管法に代表される日本の農業の在り方が問われている。我々は、農業問題をつい最近まで、余り気にも留めないで過して来た。また、自然環境の大切さについても、十分認識していながら、我々には手の届かない問題として見過してきてしまった。食糧自給率、食糧安保等と難しいことをいうつもりはないが、日本の農業、農村、横浜の農業、農村が果たして来た役割、これから果たすべき役割等について、もう一度考えてみる時機に来ている。

緑のない文明は滅びるといわれている。農家だけの犠牲に強いることなく、市民全体でどうしたら良いか考えていく必要がある。我々が生きている時代で世の中が終ってしまうなら、自業自得だということも済ましてしまうことも止むを得ないだろう。しかしながら、人間は

自然の中から生れ、自然の恵みである食糧で生き、これからも生きて行かなければならないことは、どんなに科学が発達しても否定することは出来ないだろう。

横浜の中に残された自然は、僅かなものになってしまったが、我々は後の世代に自然を引き継ぐ義務を負っている。都市の中の緑豊かな自然環境を保全するためには、現在のところ、農業が最良の管

理者であるといわれている。農業が都市の中で産業として成立し得る条件のうち、個人では解決出来ない部分（生産基盤）については、社会的費用として行政側から応援するということが（農業専用地区設定事業の充実強化）が、将来に亘って、横浜を緑豊かな、季節感のある、自然環境に恵まれた街として存続することを保証するだろう。

農業専用地区設定事業は、ややもすると農業対策だけにしかみられていなかった。我々現場で事業推進をするものにとっては寂しい限りである。しかし、横浜を東京のようなコンクリートだけの潤いのない街には、絶対してはいけない。また、都市の中でも農業が産業として成立できるそのための一つの方策である農業専用地区設定事業の今後の在り方につい

て、個人的意見を述べてみました。時間等の制約や不勉強なため、事実関係の認識や言葉の足りない面が多々あったことと思いますが、皆様のご叱正とご意見を願います。

〈緑政局南部農政事務所農政係長〉